**裁判所による代表者の職務執行停止等の有無について**

　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　団体の名称

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　㊞

１　裁判所による代表者の職務執行停止の有無　　（　有　・　無　）

２　裁判所による代表者の職務代行者の有無　　　（　有　・　無　）

有の場合　　　　　住　所

　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

３　代理人の有無　　　　　　　　　　　　　　　（　有　・　無　）

有の場合　　　　　住　所

　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

※１ 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第２４条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申立ての目的を達するために行う処分です。該当のない団体は、「無」に○印をしてください。

※２ 「代理人」は、地方自治法第２６０条の８の代理人及び第２６０条の１０の特別代理人をいいます。該当のない団体は、「無」に○印をしてください。

　参考：地方自治法の規定

・第２６０条の８　認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

・第２６０条の１０　認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。